

下水道事業 受益者負担金の 賦課徴収区域が 拡大されます

問合せ先
市役所上下水道グループ
☎52-1111 (内線 291・292)

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成21年4月1日使用開始区域を含め約372haの区域で下水道が使用できるようになりました。今年度も新たな対象区域を4月1日付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期（供用開始区域・時期）については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をさせることになり、公平性を欠くことになります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、使用貸借または賃貸借権がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内（下水道整備区域内）にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。

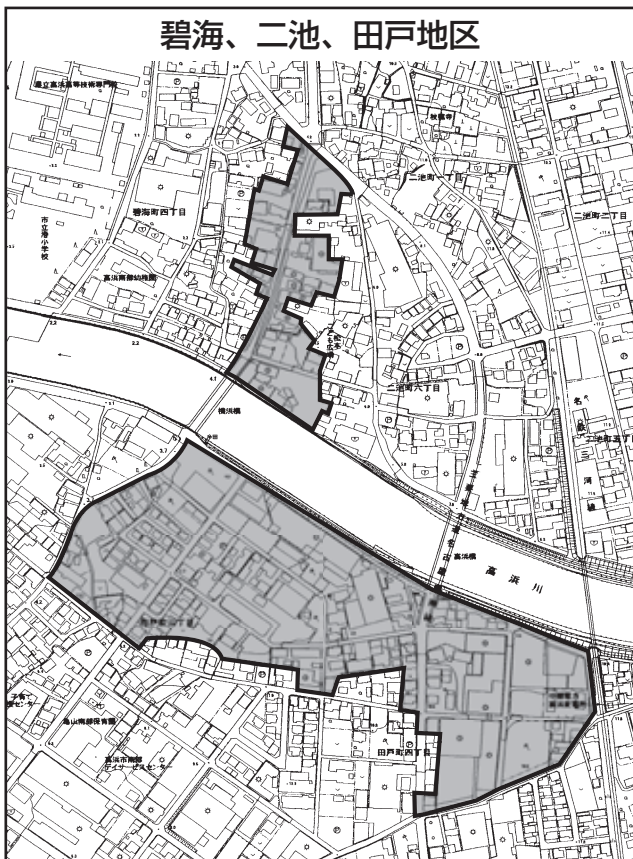
なお、この負担金は固定資産税などとは異なり、毎年賦課されるものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

賦課対象区域

平成21年度に賦課対象となる区域は次のとおりです。（地図参照）

- ・碧海町四丁目の一部
- ・二池町六丁目の一部
- ・田戸町三、四丁目の一部
- ・本郷町一、二丁目の一部

碧海、二池、田戸地区



本郷地区

